

人材紹介契約書

株式会社（以下「甲」という）と、
株式会社バロンサポート（以下「乙」という）は、
職業安定法に基づき、人材の紹介について、次のとおり人材紹介契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は乙に対して人材の紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。なお、甲は、紹介された人材を採用するか否かを決定する自由を有し、これは本契約により何ら制約を受けない。

（労働契約の締結）

第2条 甲が求職者に「採用内定通知」及び「労働条件通知書」を交付し、求職者がこれを受諾することにより、労働契約が成立する。またこの事実を甲は乙に書面で通知する。

（紹介手数料）

第3条 乙が甲に紹介した人材（以下「紹介人材」という）が甲に入社した場合には、甲は、乙に対して紹介手数料を支払う義務を負う。

- 2 人材紹介料の詳細に関しては、別途乙は甲に手数料表を書面で通知する。
- 3 前項の紹介手数料の支払方法は、紹介人材が甲に入社した日の月末締め翌月末に、乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（紹介人材の中途退職）

第4条 紹介人材が、甲に入社後3ヶ月以内に退職に至った場合、乙は、前条による甲が乙に対して支払った紹介手数料の50%を、紹介人材が退職した日より30日以内に、甲の指定する銀行口座へ振込によって返還する。なお、振込手数料は乙の負担とする。

- 2 前項の規定は、紹介人材が乙から甲に労働者派遣されていた者である場合、及び紹介人材の退職が甲の責めに帰すべき事由による場合には適用しない。

（費用負担）

第5条 乙は、第3条に定める紹介手数料のほかには、本件業務のために要した実費その他の手数料を甲に負担させない。

（紹介人材の個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、業務上知り得た紹介人材の個人情報及び関係者の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩し、または開示してはならない。

- 2 個人情報保護の観点から甲は乙より提供を受けた紹介人材の個人情報ならびに面接時などに紹介人材から提出された履歴書などは、その提供者である乙または紹介人材本人に返却しなければならない。また複写をとったり、転記したりすることを禁ずる。ただし、労働契約が成立した紹介人材（採用内定者）についてはその限りではない。

（直接交渉の禁止）

第7条 甲は乙より知り得た被紹介者と直接交渉しないものとする。尚、甲が被紹介者と直接交渉の上採用を決定し入社させた場合は、これを乙の人材紹介活動と見做し、第3条の料金を甲は乙に支払うものとする。

(秘密保持)

- 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく業務の遂行過程で取得された相手方の業務上の情報を秘密として扱うものとする。尚、当該相手方が書面にて事前に承諾した場合を除き、第三者に開示してはならない。但し、公知の情報、既知の情報または適法に第三者から入手した情報については除くものとする。
- 2 前項の秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

(反社会勢力の排除)

- 第9条 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理店が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- (1) 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下、「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力もしくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること。
 - (3) 相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること。
 - (4) 相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を破損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること。
 - (5) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること。
- 2 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理店が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙が、前項による解除権を行使したときは、相手方への損害賠償を請求できるものとし、解除権の行使により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 4 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、相手方に対する債務についての期限の利益を喪失し、その全てを直ちに相手方に履行しなければならない。

(有効期間)

- 第10条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から文書による契約終了の申し入れがないときは、本契約は更に1年間延長され、以後も同様とする。

(解約)

- 第11条 甲及び乙は、あらかじめ1ヶ月前までに書面にて通知をすることにより、本契約を解約できるものとする。

(以前の契約の失効)

- 第12条 本契約締結以前に甲乙間で締結された人材紹介に関する契約が存在する場合には、本契約の締結をもって、本契約のみが有効とする。

(協議事項)

- 第13条 本契約に関連して疑義、紛争等が生じた場合は、甲乙間において信義誠実に協議を行い、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約及びこれに関連する一切の紛争を裁判によって解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙) 富山県富山市北代 5325 番地

株式会社 バロンサポート

代表取締役 浅野雅史

許可番号 16-ユ-300158